

令和6年度

八尾市青少年健全育成重点目標

八尾市青少年問題協議会

目 次

(ページ)

| | |
|----------------------------------|---|
| 青少年の健全育成をめざして・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 1. 安全で安心できる子どもの居場所づくり・・・・・・・・ | 2 |
| 2. 青少年の非行防止対策とその推進・・・・・・・・ | 3 |
| 3. 家庭の教育力の向上と「家庭の日」の推進・・・・・・・・ | 4 |
| 4. 社会環境の改善・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 5. 教育コミュニティの形成とその推進・・・・・・・・ | 6 |
| 6. 青少年ボランティアの育成とボランティア参加意識の醸成・・・ | 7 |

青少年の健全育成をめざして

今日わが国では少子高齢化が進み、人口減少が進んでいることから、誰もが子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもが健やかに育つことができる取り組みを行うことが一層重要になってきています。次世代を担う青少年の健全な成長は市民全体の願いであり、それを実現するための環境をつくりあげていくことが私たち大人の責務です。また、地域に育つ子どもたちが、多彩な地域活動や学習の機会を通じて、豊かな心を持った、健康でたくましく、生き生きとした青少年に成長することをめざし、行政・教育機関・地域・家庭が相互に協力しながら、青少年の健全育成に向けた取り組みを進めていくことが大規模災害の発生時など、いざという時に大きな力を発揮する礎になるものと期待されております。

新型コロナウイルス感染症により地域活動に参加する機会も減るなど、子どもを取り巻く環境においても依然影響を受けておりますが、八尾市では、人と人とのつながりがある温かい地域社会を構築するために、「あいさつ運動」を展開するとともに、家庭が子どもや青少年の育成にとって最も大切な場所であり、家庭教育が重要であるとの認識のもと、家族の絆をより一層深める取り組みとして「家庭の日」を設け、家族の語りを通して愛情と信頼の絆を深めるために啓発活動を進めています。さらに学校・家庭・地域社会が連携・協働した文化伝承・スポーツなどの体験型育成活動を積極的に推進するとともに、子どもの居場所づくりや子ども会活動の活性化の支援を行うなど、子ども達が人の温もりや大人との関わりの中で、地域に愛着を持ち、のびのびと育つことができる環境づくりにも取り組んでいます。

これらの取り組みを地道に継続し、たゆまぬ改善を加えていくことは、多様化する少年非行の防止やいじめ問題の克服にも有効であると同時に、登下校時の児童の安全確保や放課後の子どもの安全な居場所づくり、そして、子どもが多様な体験活動を行える機会の提供などに結びつき、地域社会全体で青少年を見守ることができるものと考えています。

これまで、さまざまな取り組み目標に対し、青少年健全育成八尾市民会議、市民会議を構成する関係諸団体・機関及び八尾市がそれぞれの役割を理解しながらその機能を活かして、子どもの頃から豊かな情操と道徳心を培い、社会のルールが守れる元気で思いやりと活力のある青少年が成人へと健やかに成長していく社会をめざし活動を行ってきました。

令和3年度より青少年育成事業が教育委員会事務局に移管されました。今後、「八尾市こどもいきいき未来計画」・「八尾市教育振興基本計画」の内容をふまえ、子ども・若者の健やかな成長を支える視点でこれまでの活動を継続し、より発展させることを目標に、八尾市青少年問題協議会では、令和6年度の「青少年健全育成重点目標」を次のように定め取り組んでまいります。

1. 安全で安心できる子どもの居場所づくり

子どもの成長にとって、日常の環境があたえる影響には大きいものがあります。子どもが次世代を担う青少年へと健やかに成長していけるよう地域が一体となって「安全・安心のまちづくり」を推進していく必要があります。

<取り組み項目>

- ① 各地域における安全で安心できる「子どもの居場所づくり」の推進に努める。
- ② 「こども110番の家」・「青色回転灯パトロール」の取り組みをはじめ、「子どもの安全見守り隊」の充実等、地域をあげて子どもを守る体制づくり・まちづくりを進める。
- ③ 学校・家庭・地域社会が連携し、地域パトロールを日常的に実施する等、市内の関係団体と協力しながら安全な環境づくりに努める。
- ④ 町会等の協力を得ながら、各地域において防犯灯の整備を行い、通学路等の暗がりの解消に努める。
- ⑤ 八尾警察署や校区まちづくり協議会等と連携して設置した防犯カメラを活用し、街頭犯罪の抑止を図るとともに犯罪の早期検挙をめざす。
- ⑥ 市民活動支援ネットワークセンター「つどい」において、青少年に関わる団体を含む市民活動団体を支援し、各団体の活動に関する情報をホームページやSNS等で提供する。

2. 青少年の非行防止対策とその推進

青少年が非行に走る要因を早期に発見し、学校・家庭・地域社会・関係機関が連携を図りながら、その解決に努めなければなりません。また、青少年が未来に輝くために、安心して活動や生活のできる安全対策を講じ、改善していく必要があります。

<取り組み項目>

- ① 学校・家庭・地域社会・関係行政機関等が、青少年の非行に関する情報を共有し、「小中生活指導研究協議会」等と連携しながら非行防止に努める。
- ② 青少年街頭指導等、地域合同パトロールの推進を図る。
- ③ 青少年の非行を防止するため、少年補導員及び青少年指導員並びに学校等の連携を図る。
- ④ 青少年指導員の力量を高めるための研修を計画し、その推進に努める。
- ⑤ 非行防止に取り組む各団体の活動の連携・協働を進め、大阪府及び関係機関の支援協力を得て活動の活性化を図る。
- ⑥ 「八尾市暴力団排除条例」の理念に基づき、青少年を犯罪や被害から守るための指導、啓発が必要に応じて行えるよう、情報提供などの必要な支援を行う。

3. 家庭の教育力の向上と「家庭の日」の推進

青少年の非行にまつわる原因の中で家庭教育の重要性が指摘されています。家庭は生活の基盤であり、家族のふれあいを通して子どもや青少年の人格形成の基礎を培う最も重要で大切な場所です。保護者の使命感や倫理観の低下によって、心のよりどころであるはずの家族のあり様が大きく変容する中、家庭の教育力向上のための諸施策を展開し、家庭や家族の持つ意味を再認識する機会が求められています。

家族の信頼関係を高める環境整備を支援し、家族でスポーツや地域社会の行事に参加する等の機会の提供を通じて家族の絆を深めていく必要があります。

<取り組み項目>

- ① 家庭教育のあり方についての講演会等を関係団体と連携して実施するなど、市民に対する啓発活動を推進する。
- ② 毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家族で参加できる行事への積極的な参加を呼びかけ、明るく健全な家庭づくりを推進する。
- ③ ファミリーサポートセンターの機能を充実させ、働く保護者が仕事と育児を両立できる環境整備をするとともに子育て家庭を支援する。
- ④ 育児についての悩みの解消や子育て支援を目的に「子育て講座」を積極的に推進するとともに就園前の幼児と保護者との絆を深める場の提供や保護者間の交流に努める。
- ⑤ 地域子育て支援センターやつどいの広場等を利用するとともに、子育て支援機能を有する八尾市生活応援アプリ等のツールを活用するなど、就学前の子どもとその保護者を対象に、子育てに対する相談や情報提供等に努める。
- ⑥ 家庭での食事等を通して子どもの健康で心豊かな生活の実現をめざし、八尾市食育推進計画を推進する。
- ⑦ 子どもたちの基礎学力や学習意欲の向上を図り、家庭での学習習慣の定着につながるよう啓発に努める。

4. 社会環境の改善

子どもや青少年を取り巻く社会環境は、次々と形を変えて登場する新しい情報通信技術の普及などの影響を受けており、毎年新たな課題が生じています。これらの変化に対応して青少年にとって望ましい社会環境を維持するため、大人一人ひとりの自覚を促し、地域住民、事業者、行政が一体となった社会環境の改善を進めていく必要があります。

<取り組み項目>

- ① 「青少年育成と家庭教育支援市民大会」を開催し、社会環境の改善について市民啓発を推進する。
- ② 「少年を守る日・家庭の日の運動」「社会を明るくする運動」を展開し、市民啓発を推進する。
- ③ 「青少年を守る店の運動」を展開し、事業者への啓発を推進する。
- ④ 青少年を取り巻く環境の実態調査を推進する。
- ⑤ 大阪府青少年健全育成条例に基づくフィルタリング手続きの厳格化などにより、青少年の健全な成長を阻害するインターネット・携帯電話等に蔓延する有害情報の視聴防止に努めるための保護者の努力義務について啓発を推進する。
- ⑥ 青少年がSNS等を利用した犯罪に巻き込まれることのないよう、インターネットの利用による危険な実態について周知し、子どもをトラブルから守ることを目的とした取り組みを推進する。
- ⑦ 青少年が心身を健康に保つため、薬物乱用防止やアルコール健康障害等について、関係機関とも連携し、積極的な啓発活動を推進する。
- ⑧ 八尾市自殺対策推進計画に基づく自殺予防の取り組みを、関係機関とも連携し推進する。
- ⑨ 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び関係機関との連携を行い、虐待から児童を守る啓発活動等を積極的に推進する。
- ⑩ いじめから子どもや青少年を守るために、八尾市いじめから子どもを守る条例に基づき、行政・教育機関・地域・家庭が相互に協力し、社会全体でいじめを許さない環境づくりを推進する。
- ⑪ 市内全校に導入するいじめ報告相談アプリなど、いじめに関する相談窓口及びさまざまな相談手法を周知して、子どもや保護者、地域からのいじめに関する相談を受けやすい環境を整え、いじめの未然防止、早期発見、対処及び解決につなげる。
- ⑫ 青少年のひきこもりや、ニート等、さまざまな事情を抱えた若者やその家族が、それぞれに必要な専門的な支援を行い、大阪府や関係機関とも連携し、青少年の健全育成を推進する。

5. 教育コミュニティの形成とその推進

子どもや青少年の活動を支援するためには、学校・家庭・地元企業・地域住民が共に協力し、地域で展開されている様々な活動の活性化やネットワーク化を進めることにより地域の人間関係を構築し、地域社会のなかで子どもや青少年を育てる教育コミュニティの形成を図ることが必要です。

<取り組み項目>

- ① 「放課後子ども教室推進事業」等を通し、教育コミュニティの推進を行う。
- ② 各地区における住民懇談会を充実させ、活性化を図る。
- ③ こども会活動の活性化を通じて、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図る。
- ④ 自然体験型青少年育成事業を関係団体と実施し、その取り組みを推進する。
- ⑤ 「わがまち推進計画」に基づく校区まちづくり協議会が行う様々な取り組みへの支援を行う。
- ⑥ 「教育コミュニティの活性化」を図るため、学校・家庭・地域社会の連絡調整及び行事の企画等の推進役となるコーディネーター等との連携を行う。
- ⑦ 地域内の専門性のある達人などに「総合的な学習の時間」等の支援、協力を頂くことで地域連携を一層推進する。
- ⑧ 保護者と学校、地域が一体となり、それぞれの地域の学校や家庭が抱える諸問題を認識し、解決に向けた学びの場を提供することで、家庭と地域の教育力の向上を図る。
- ⑨ 「子ども・若者育成支援提案事業」等を実施し、市民団体自らが、自主的・主体的に計画・実施する子ども・若者の健全育成の取り組みを支援することで、子ども・若者の健全育成を推進する。

6. 青少年ボランティアの育成とボランティア参加意識の醸成

青少年の社会参加を促すために、ボランティア活動への参加や、さまざまな体験活動を通して自己の役割と責任を自覚するとともに、社会性・協調性・豊かな心等を培い、地域を担う成人への成長につなげていくことが必要です。

また、地域のボランティア活動によって多くの行事が支えられていることを意識してもらい、それらの活動へ参加しようという意識を喚起させていく仕掛けが、青少年の健全育成にとっても大切なことであり、その機会の拡充に努めていく必要があります。

<取り組み項目>

- ① 青少年ボランティア活動等、青少年リーダーの養成に努める。
- ② 社会体験やボランティア体験を積極的に推進し、学校教育への支援、協力を行う。
- ③ 市の行事（はたちのつどい）等に、青少年が企画・運営のスタッフとして参画し、社会貢献への機会を提供する。
- ④ 市内に在住する学生の参加促進を図るとともに、大学との連携などにより、青少年ボランティアの活動に参加できる仕組みを広げ、ジュニアリーダーやリーダー世代とふれあう機会を提供する。
- ⑤ 社会教育施設等で、手作り遊びやスポーツ、読書、芸術、文化にふれる機会を拡充し、また発表できる場を提供する。
- ⑥ 地域で実施している自主防災組織等の訓練に、市内大学の学生が消防支援ボランティアとして参加することを通じて、地域防災力の向上を図るとともに、青少年のボランティア活動への参加意識の喚起につなげる。
- ⑦ 八尾市内における献血の啓発活動に大学生が献血学生ボランティアとして参加することにより、青少年が献血への理解を深め、またボランティア活動が浸透し、社会福祉活動を身近なものとして体感する機会とする。